

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月10日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第40号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部中31の3の項を31の5の項とし、31の2の項を31の4の項とし、31の項の次に次のように加える。

31 の2	建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内の建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
31 の3	建築基準法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。